

公共汚水ます設置基準

熊取町 下水道課

(定義)

第1条 公共下水道工事が行われ整備がされると、下水道法第9条の規定に基づき、公共下水道の供用開始について公示される。

供用が開始された場合、下水道法第10条の規定に基づき、土地の所有者、使用者、または家屋所有者（以下「土地所有者等」という。）は、遅滞なく排水設備を設置し、家庭から排水される汚水（し尿、雑排水等の家庭排水及び事業場排水をいう。）を、公共下水道の汚水管に流さなければならない。

2 公共汚水ますとは、汚水を公共下水道の汚水管に接続し、その維持管理を行うために設置するものである。

(公共汚水ますの設置)

第2条 公共汚水ますの設置については、別添公共汚水ます設置申請書により、公共汚水ます設置についての意思確認をするものとする。

2 費用負担については、第7条の規定による。

(公共汚水ますの設置場所)

第3条 公共汚水ますは、公道と民地の境界から1.5m以内及び、高低差が1.0m以内の民地内に設置する。

但し、民地内に設置場所がない等やむを得ない事情がある場合は、公道上に設置することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特定事業場の公共汚水ますについては、公道上又は公道から常時、水質検査等のしやすい場所に設置する。

(公共汚水ますの設置個数)

第4条 公共汚水ますは、原則として、1戸建て住宅については1戸ごとに1個、集合住宅、工場及び建物のない宅地等については敷地ごとに1個、田畑等については、1筆ごとに1個設置するものとする。なお、1戸ごとに独立した排水設備をもつ持家の集合住宅については、1戸ごとに1個設置することができる。

2 前項の規定にかかわらず、間口が狭い等の理由により、前項の規定どおり公共汚水ますを設置することが著しく不経済であり、かつ土地所有者等の著しい不利益につながらないと町長が認める場合は、共同で使用する1つの公共汚水ますを設置するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、間口が広い場合で町長が必要と認める場合は、次表の基準以内の公共汚水ますを設置することができる。ただし、この場合の間口とは、公道等に面している長さを対象とする。

間口の広さ	2.0m未満	2.0m以上 4.0m未満	4.0m以上
公共汚水ますの個数	1個	2個	3個

(公共汚水ますの設置保留)

第5条 第4条の規定にかかわらず、現況が田、畑、緑地及び給水施設の無い駐車場等の場合は、申請があれば汚水未発生地として、公共汚水ますの設置を保留することが出来るものとする。

また、取付管のみ布設（キャップ止め）で、公共汚水ます設置のみ保留することも出来るものとする。

2 公共下水道本管施工時点において係争中等の理由により土地所有権の特定が出来ない場合は公共汚水ますの設置を保留することが出来るものとする。

3 費用負担については、第7条第2項もしくは第3項の規定による。

(公共汚水ますの設置拒否)

第6条 第5条の規定以外で、何らかの理由により公共汚水ますの設置を拒否する場合は、申請書に理由を記入のうえ、署名・捺印し提出する事により、公共汚水ますの設置を拒否出来るものとする。

2 費用負担については、第7条第4項の規定による。

(公共汚水ますの費用負担)

第7条 公共下水道本管から公共汚水ますまでの設置費用は、全額、町が負担する。
但し、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第4条に定める設置個数を超える公共汚水ますを設置する場合は、その超える個数について土地所有者等の負担とする。
 - (2) 公共下水道本管施工後に公共汚水ますを設置する場合は、土地所有者等または開発者が自己費用で設置するものとする。ただし、土地所有者等または開発者の責に帰すことのできない理由により、公共下水道本管施工後に公共汚水ますを設置する場合、及び、公共下水道本管施工時の土地の地目が宅地以外の場合で、後日、自己使用のために公共汚水ますの設置を必要とする場合は、この限りでない。
 - (3) 公共汚水ますを設置した土地について、土地所有者等の都合により公共汚水ますの追加及び位置の変更を行う場合は土地所有者等が自己費用で設置するものとする。
- 2 第5条の規定により、公共汚水ますの設置を保留した場合は、後日設置申請があれば町の費用負担で設置することが出来るものとする。
但し、舗装本復旧工事完了後3年以内に設置申請があった場合や、町において発注時期等により施工が不可能な場合は、自己費用で設置するものとする。
- 3 第5条の規定により、取付管のみ布設（キャップ止め）の場合は、申請があれば公共汚水ますの材料を町から支給するものとする。
- 4 第6条の規定により、公共汚水ますの設置を拒否した場合で、後日設置する際は、自己費用で設置するものとする。
但し、土地所有者に変更があった場合に限り、町の費用負担で設置することが出来るものとする。なお、舗装本復旧工事完了後3年以内に設置申請があった場合や、町において発注時期等により施工が不可能な場合は、新たな土地所有者の自己費用で設置するものとする。

(公共汚水ますの構造)

第8条 公共汚水ますの構造は、次のとおりとし、寸法等は別図によるものとする。
但し、集合住宅・工場等で、この構造によりがたい場合は、町と別途協議するものとする。

- 2 材質は、ます深が2.00m以下については、塩化ビニル製φ200mmを標準とする。
重車両の出入が多い箇所については、防護鉄蓋を設置する。
ます深が2.01m以上については、0号組立マンホールを標準とする。

(取付管の構造)

第9条 取付管の管径は、内径150mm以上とする。また、材質は、原則として下水道用硬質塩化ビニル管（J S W A S K-1）とする。なお、勾配等については「下水道施設設計指針と解説」（社団法人日本下水道協会編）によるものとする。

(公共汚水ますの維持管理)

第10条 公共汚水ますは町の施設であり維持管理は町が行うものとするが、使用者は公共汚水ますの清掃等を行い、通水等の機能を維持するよう努めなければならない。

- 2 公共汚水ますが使用不能となった場合においては、土地所有者等にその責任がある場合を除き、町がその補修を行うものとする。なお、土地所有者等は、公共汚水ますの補修に支障をきたすような場所に工作物を設け、または物件を置いてはならない。

(公共汚水ますの材料支給)

第11条 既設公共汚水ますが、町型以外で設置されており、老朽化等で交換が必要となった場合は、土地所有者等からの申請があれば、材料を支給するものとする。

(適用範囲)

第12条 本町における公共下水道の施行区域において、この基準を適用する。

(その他)

第13条 この基準に定めのない事項については、必要に応じて町長が定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

記入例

公共汚水ます設置申請書

年 月 日

年度・工事名 年度

公共汚水ます設置位置図

署名・押印 {

設置場所 (所在地...熊取町.〇〇〇.1.2.3-4.....)

土地所有者 (土地所有者)

住所...熊取町.〇〇〇丁目.1-2.....

氏名...熊取太郎..... (印)

電話...452-〇〇〇〇.....

該当部に〇署名・押印 {

家屋所有者 住所.....

{または、土地} 氏名..... (印)

家屋使用者 電話.....

該当項目に〇記載 {

1. ます設置・受益者負担金賦課

- 公共汚水ます設置申請書を提出するにあたり、下水道事業受益者負担金が賦課されることを承諾し、関係法令及び下記留意事項を遵守し、右図のとおり公共汚水ますの設置を申請します。

2. ます設置・受益者負担金賦課保留

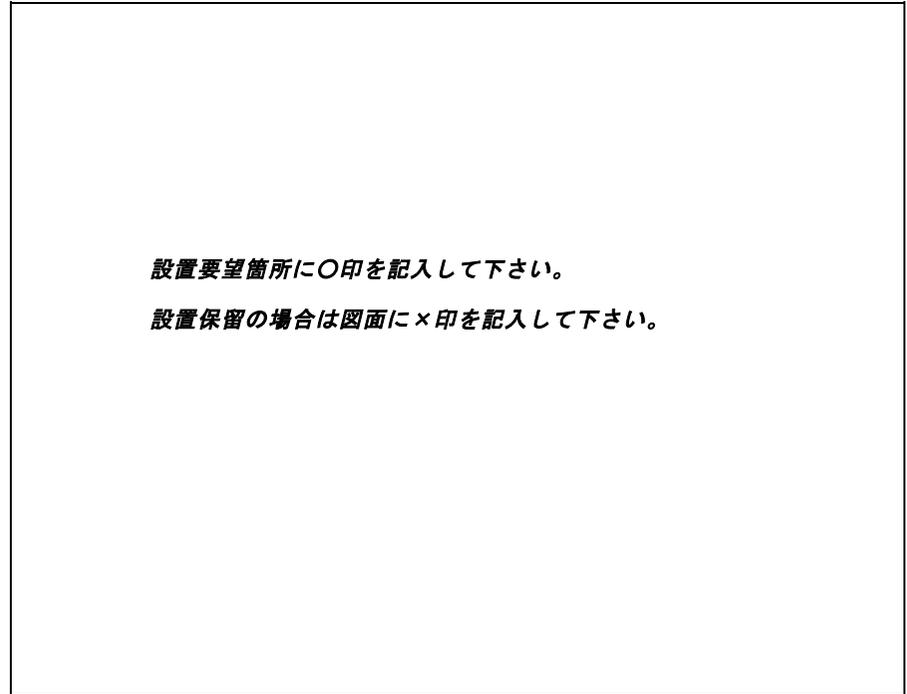
- 田、畑、緑地及び給水施設のない駐車場等で、汚水未発生地ですが右下記載の留意事項を遵守し、右図のとおり公共汚水ますの設置を申請します。

3. ます設置保留

- 田、畑、緑地及び給水施設のない駐車場等で、汚水未発生地として設置を保留します。
- 所有権係争中等により所有権が確定できない土地につき設置を保留します。
- 舗装本復旧工事後3年以内に設置する場合は私費で設置します。

※舗装本復旧工事後3年間は町において設置できません。
(3年経過以降、町において設置可能)

.....(理由) 田畑・駐車場・係争中 につき保留申請します。.....



※公共汚水ます設置における留意事項

- 公共汚水ますの設置個数及び設置位置については、本工事後いかなる場合においても変更しません。
- 公共汚水ます設置位置に植木等（プロパンガス、物置、自動販売機等）がある場合、植木等の移動は申請者でお願いします。植木等の移動のない場合、植木等に何らかの影響がでて一切責任は負いません。
- 石垣・擁壁等の位置に公共汚水ますの設置を希望する場合は、別紙誓約書を提出していただきます。尚、設置位置には制限があり、公共汚水ます設置基準の範囲内に限ります。
- 公共汚水ますの設置希望位置については、地下埋設物の状態等により若干のズレが生じる事があります。
- 公共汚水ますの設置を保留され、その後署名の所有者に変更があった場合でも、当該地における公共汚水ますの事後設置の費用負担条件に変更はありません。（公共汚水ます設置基準第7条）

公共汚水ます設置申請書

年 月 日

年度・工事名 _____ 年度 _____

公共汚水ます設置位置図

設置場所 (所在地) 熊取町 _____

土地所有者 住所 _____

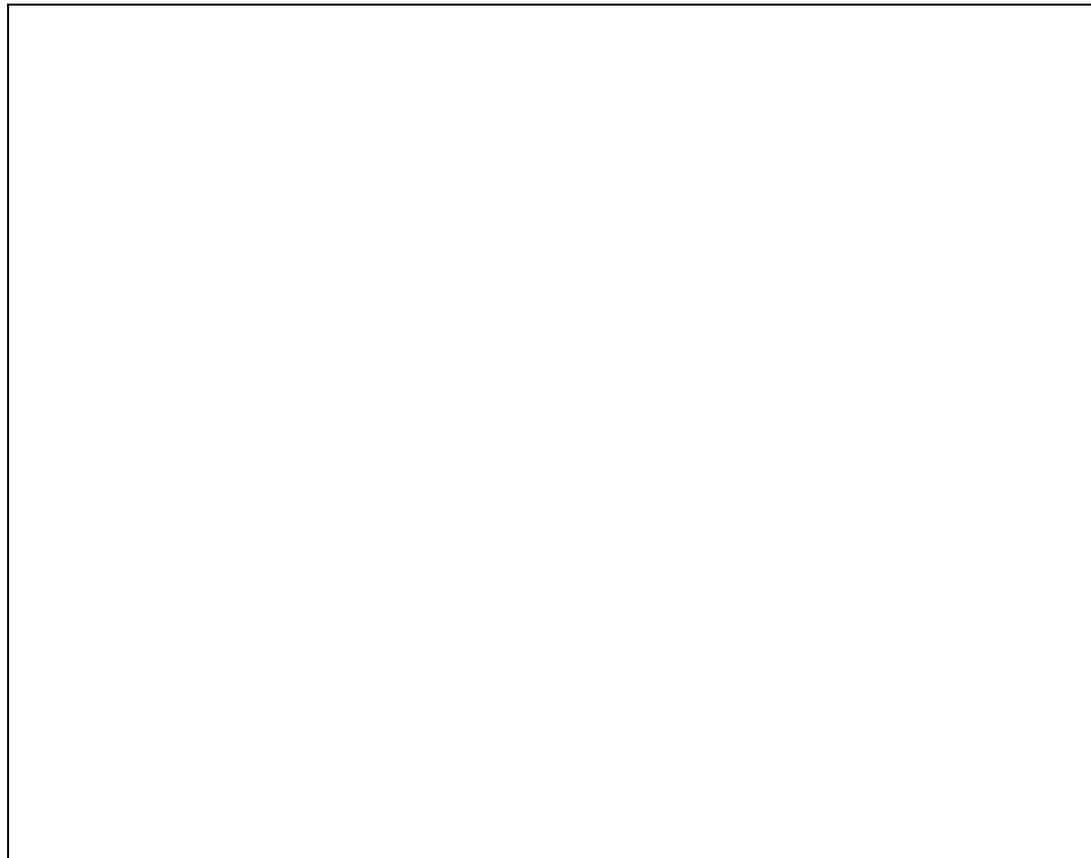
氏名 _____ (印)

電話 _____

家屋所有者 住所 _____

(または、土地・家屋使用者) 氏名 _____ (印)

電話 _____



1. ます設置・受益者負担金賦課

- ・公共汚水ます設置申請書を提出するにあたり、下水道事業受益者負担金が賦課されることを承諾し、関係法令及び下記留意事項を遵守し、右図のとおり公共汚水ますの設置を申請します。

2. ます設置・受益者負担金賦課保留

- ・田、畑、緑地及び給水施設のない駐車場等で、汚水未発生地ですが右下記載の留意事項を遵守し、右図のとおり公共汚水ますの設置を申請します。

3. ます設置保留

- ・田、畑、緑地及び給水施設のない駐車場等で、汚水未発生地として設置を保留します。
- ・所有権係争中により所有権が確定できない土地につき設置を保留します。
- ・舗装本復旧工事後3年以内に設置する場合は私費で設置します。

※舗装本復旧工事後3年間は町において設置できません。
(3年経過以降、町において設置可能)

(理由) 田畑・駐車場・係争中につき保留申請します。 _____

※公共汚水ます設置における留意事項

1. 公共汚水ますの設置個数及び設置位置については、本工事後いかなる場合においても変更しません。
2. 公共汚水ます設置位置に植木等（プロパンガス、物置、自動販売機等）がある場合、植木等の移動は申請者をお願いします。植木等の移動のない場合、植木等に何らかの影響がでて一切責任は負いません。
3. 石垣・擁壁等の位置に公共汚水ますの設置を希望する場合は、別紙誓約書を提出していただきます。尚、設置位置には制限があり、公共汚水ます設置基準の範囲内に限ります。
4. 公共汚水ますの設置希望位置については、地下埋設物の状態等により若干のズレが生じる事があります。
5. 公共汚水ますの設置を保留され、その後署名の所有者に変更があった場合でも、当該地における公共汚水ますの事後設置の費用負担条件に変更はありません。（公共汚水ます設置基準第7条）